

# 奈良県情報公開条例（旧条例）

〔平成8年3月27日〕  
〔奈良県条例第28号〕

一部改正 平成12年3月30日奈良県条例第19号  
一部改正 平成12年3月30日奈良県条例第32号  
全部改正 平成13年3月30日奈良県条例第38号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条－第16条）
- 第3章 情報公開の総合的推進（第17条）
- 第4章 雑則（第18条－第20条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）であつて、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているものをいう。

3 この条例において「公文書の開示」とは、実施機関が、この条例の定めるところにより、公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

### （解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、県民の公文書の開示を求める権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

### （適正使用）

第4条 公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の開示

(公文書の開示を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対して、公文書の開示（第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。）を請求することができる。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 県内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公文書の開示の請求方法)

第6条 前条の規定により公文書の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。ただし、実施機関が請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体の場合にはその代表者の氏名
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(請求に対する決定等)

第7条 実施機関は、公文書の開示の請求があつたときは、当該請求のあつた日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

- 2 実施機関は、前項の決定をしたときは、速やかに、当該決定の内容を公文書の開示を請求したもの（以下「請求者」という。）に書面により通知しなければならない。ただし、当該請求のあつた日に公文書の全部を開示する場合は、口頭により通知することができる。
- 3 実施機関は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、当該請求のあつた日から起算して60日を限度として、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、延長の期間及び理由を請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、公文書の開示をしない旨の決定（第11条の規定により公文書の一部を開示する場合の公文書の開示をする旨の決定を含む。第13条第1項において同じ。）をしたときは、第2項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて記載しなければならない。

(県以外のものの意見の聴取等)

第8条 実施機関は、前条第1項の決定をする場合において、当該決定に係る公文書に県以外のものに関する情報が記録されているときは、あらかじめ、当該県以外のものの意見を聴くことができる。

2 実施機関は、前項の規定により県以外のものの意見を聴いた場合において、公文書の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、その旨を当該県以外のものに書面により通知するものとする。

(公文書の開示の実施)

第9条 実施機関は、公文書の開示をする旨の決定をしたときは、請求者に対して、速やかに、当該決定に係る公文書の開示をしなければならない。

2 公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。ただし、郵送等の方法により公文書の写しを交付する場合にあっては、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、公文書の開示をすることにより当該公文書が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるとき、第11条の規定により公文書の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該公文書を複写した物を閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(公文書の開示をしないことができる場合)

第10条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。

(1) 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により開示することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

(3) 法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 県と国又は他の地方公共団体その他の公共団体（以下「国等」という。）との間における依頼、協議等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより県と国等との信頼関係又は協力関係が著しく損なわれると認められるもの
- (6) 実施機関（知事を除く。）並びに県の執行機関の附属機関及びこれに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に記録されている情報であって、当該合議制機関等の設置目的に照らして、開示することにより公正かつ円滑な議事運営が損なわれるため、議事運営に関する規程若しくは議決によりその全部若しくは一部について開示しない旨を定めているもの又は開示することにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの
- (7) 県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において、県の機関内部若しくは機関相互間又は県と国等との間における審議、協議、検討、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるもの
- (8) 県又は国等が行う取締り、監査、検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事その他の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係若しくは協力関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

（公文書の一部開示）

第11条 実施機関は、公文書の開示の請求に係る公文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができ、かつ、当該分離により公文書の開示の請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該情報が記録されている部分を除いて、公文書の開示をするものとする。

（費用負担）

第12条 第9条の規定により公文書（公文書を複製した物を含む。）の写しの交付を受けるとは、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（不服申立てがあった場合の手続）

第13条 実施機関は、第7条第1項の決定について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが不適法であるとき、及び当該不服申立てに係る公文書の開示をしない旨の決定を取り消すときを除き、速やかに、奈良県情報公開審査会に諮問しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、

速やかに、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行わなければならない。この場合において、当該決定又は裁決は、不服申立てを受理した日から起算して90日以内に行うよう努めるものとする。

(奈良県情報公開審査会)

第14条 前条第1項の規定による諮問に応じて審議を行わせるため、奈良県情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定する審議のほか、情報公開に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、及び実施機関に建議することができる。

3 審査会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 審査会は、必要があると認めるときは、不服申立人、実施機関の職員その他の関係者に対して、審査会の会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 第3項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が規則で定める。

(他の制度との調整等)

第15条 法令等(奈良県個人情報保護条例(平成12年3月奈良県条例第32号)を除く。以下この項において同じ。)の規定により公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付を受けられることができる場合における当該公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

2 この条例の規定は、県の図書館その他これに類する施設において、県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(公文書の任意開示)

第16条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

2 第12条の規定は、前項の規定により公文書(公文書を複製した物を含む。)の写しの交付を受けられるものについて準用する。

### 第3章 情報公開の総合的推進

(情報公開の総合的推進)

第17条 県は、公文書の開示のほか、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう広報活動、行政資料の提供及びその目録の整備等情報提供施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

#### 第4章 雑則

##### (検索資料の作成)

第18条 実施機関は、公文書を検索するための資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

##### (運用状況の公表)

第19条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

##### (その他)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

##### (適用区分)

2 この条例の規定（次項及び附則第4項の規定を除く。）は、平成8年4月1日以後に決裁、供覧等の手続が終了した公文書について適用する。

##### (適用外公文書の任意開示)

3 実施機関は、平成8年3月31日以前に決裁、供覧等の手続が終了した公文書について公文書の開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

4 第12条の規定は、前項の規定により公文書（公文書を複写した物を含む。）の写しの交付を受けるものについて準用する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。